

令和2年4月1日

社会福祉法人 美木多園 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日 ～ 令和7年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、産前産後休業中および育児休業中の社会保険料免除など、制度の周知や情報提供をより一層行う。

〈対策〉

- 令和2年10月～ 制度に関するパンフレットの作成・配布、管理職を対象とした研修、職員への説明会の実施
- 令和3年4月～ 新入社の職員を対象とした制度に関するパンフレットの配布、職員への説明会の実施。以降各年度に説明会を開催する。

目標2：計画期間内に、男性の育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性職員・・・計画期間中に2人以上取得すること

女性職員・・・取得率を90%以上にする

〈対策〉

- 令和2年7月～ 男性も育児休業を取得率できることをさらに周知するため、管理職を対象とした研修の実施
- 令和3年4月～ 育児休業の取得希望者を対象とした講習会の実施。以降各年度に講習会を開催する

令和4年4月1日

社会福祉法人 美木多園 行動計画

女性が管理職として活躍でき、男女ともに長く勤められる職場環境を作るため、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日 ～ 令和9年3月31日までの5年間

2. 内容

目標：管理職に占める女性の割合を50%以上にする。

〈取組内容〉

- 令和4年4月～ 男女公正な昇進基準および評価となっているかを検証し、問題箇所の見直しを行う。
- 令和6年4月～ 管理職候補となる男女職員を管理職会議などに参加させ、管理職の職務内容に対する理解を深めてもらい、管理職就任後にスムーズに業務が始められるように教育する。